昭和６０年　3月　2日施行
平成３０年　2月１７日改正
令和　5年　2月１９日改正

福山市テニス協会規約

（総　　則）

第　１条　本協会は福山市テニス協会と称する。

第　２条　本協会は福山市内並びに近隣のテニス団体を以て組織する。

第　３条　本協会は広島県テニス協会に属し、福山市体育協会に加盟する。

第　４条　本協会は事務所を福山市内に置く。

（目　　的）

第　５条　本協会は加盟団体を統轄し、テニスの普及、技術の向上を以て体育の進行、品性の陶冶に資することを目的とする。

第　６条　本協会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

一、テニス大会を開催する

二、福山市体育協会及び広島県テニス協会の事業に参加し、その業務遂行に協力する。

三、内外有力テニス選手の招待、競技並びに有望選手の援助育成に関する事業を行う。

四、テニスに関する情報の収集伝達を行う。

五、その他、適当と認める事業を行う。

（加　　盟）

第　７条　本協会の加盟には所定の加盟申込書に所定の加盟金（年額）を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

退会には所定の退会届を会長宛提出するものとする。

第　８条　加盟金は理由を問わず返還しない。

第　９条　加盟団体は下記の事由によりその資格を喪失する。

一、退会

二、除籍

第１０条　加盟団体がその加盟金を納入しないときは、催告等の手続きを経て理事会の決議により除籍するものとする

第１１条　加盟団体又は、その構成員が、本協会の規約に違反し、又は、加盟団体若しくは、その構成員としての品位を失墜する行為があった時は、理事会は決議をもって除籍、資格停止、その他適当と認める処置をとることができる

（役　　員）

第１２条　　本協会は次の役員を置く。

会　　長（１名）　　副会長（若干名）　　理事長（１名）

副理事長（若干名）　理　事（１０名以上内１名会計専担）

監　　事（２名）　　顧　問（若干名）　参　与（若干名）

２．会長は総会において選出する。

３．理事、監事は加盟団体の評議員から会長が推薦し、総会において決定する。但し、実状に応じて評議員以外から会長が推薦する事ができる。

４．その他の役員は理事会において推薦し、総会において決定する。

第１３条　役員の任期は２ヶ年とし、補欠により就任した者の任期は残任期間とする。但し、再任は防げない。

２．役員は任期満了後も、後任者の就任まで引き続きその職務を行うものとする。

第１４条　会長は協会を代表し、協会の業務を統轄総理し、総会及び理事会の議長となる。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３．理事長は会長の命を受け、協会の業務を掌理する。

４．副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

５．理事は理事会を構成し、協会運営の重要事項を審議する。なお、競技運営に関しては別に競技運営委員会を設ける。

６．監事は協会の業務を監査し、理事会に報告するものとする。

（総　　会）

第１５条　総会は協会の加盟団体の評議員をもって構成し、通常総会は毎年１回会長がこれを招集し、臨時総会は評議員の３分の２以上の要請があった時、又は、必要に応じて会長がこれを招集する。

２．　評議員は最低各団体１名とし、会員登録者数により次の通り定める。

会員登録者数３０人単位に評議員１人の割合とする。

その算定基準日は当年の１月３１日とする。

第１６条　総会は次の事項を議決する。

一、規約の改廃、変更に関すること。

二、役員の選出に関すること。

三、事業報告、事業計画及び歳入歳出予算に関すること。

四、決算報告の承認に関すること。

五、その他総会において、総会の議決するべき事項と定めた事項。

第１７条　総会の議決は出席評議員の過半数をもってこれを決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（理　事　会）

第１８条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

第１９条　理事会は次の事項を議決する。

一、総会に付議すべき議案の審議に関すること。

二、役員の推薦に関すること。

三、総会の決議により理事会に委任された事項。

四、その他会長が必要と認めた事項。

第２０条　理事会の決議は出席理事の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）

第２１条　協会の経費は各団体の加盟金、会員登録料、公共団体の助成金、一般寄付金、競技収入及びその他の収入でもって支弁する。

２．各団体の加盟金は次の通り定める。

【加盟金(年額)】

１団体　　１０,０００円

中・高等学校加盟団体　　２,０００円

【加盟金(年額)の減額･免除】

理事会で別に定めた団体は加盟金を減額または免除する。

３．会員登録料は別途会員登録規程に定める。

（大会出場）

第２２条 本協会及び広島県テニス協会等主催のテニス大会の参加は、本協会加盟団体の会員で、その団体から本協会に会員登録された選手に限る。

（付　　則）

第２３条 協会の会計年度は毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

第２４条 福山市スポーツ協会及び広島県テニス協会への役員の選出は理事会に委任する。

第２５条　協会の事務所は次の通りとする。

広島県福山市花園町１－１－６